
第3章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

少子高齢化の影響やインターネット社会の到来により、我々の生活スタイルは多様化するとともに大変便利になった。それにより、スーパーやコンビニでの商品の包装物やインターネットなどの通販に伴う搬送用段ボール、大人の紙おむつなどに利便性の向上に伴う廃棄物が増えている。また、一人世帯の増加など、近年の社会変化に伴う廃棄物の増加が懸念されている。

このような状況のなか、国では、2000年に廃棄物のうち有用なものを循環資源と位置付け、持続可能な資源循環型社会構築を目指した循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物処理の考え方、法体系を大きく変えた。

従来は、廃棄物処理法を頂点としていたが、循環型社会形成推進基本法が制定されたことにより、廃棄物処理法が環境基本法のもとに組み込まれ、エネルギー、環境という視点で処理が求められるようになった。

また、廃棄物の処理についても、廃棄物は処理するものから作らないものへと考え方が大きく変わり、法律で処理の優先順位が明確に示され、①発生抑制→②再使用→③再生利用→④熱回収→⑤適正処分となり、処分は最後の手段という位置付けになっている。

この法律を受けて、廃棄物処理法の改正、資源有効促進法の改正（旧再生資源利用促進法）、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、グリーン購入法、小型家電リサイクル法が順次制定され、資源の有効利用、持続可能な循環型社会構築に向けた法整備がされた。

2016年3月に策定した「第3次宝塚市環境基本計画」において、『地球温暖化対策と循環型のまちづくり』を目指すこととしている。また、2011年に策定した「第5次宝塚市総合計画」では、「市民の力が輝く 共生のまち 宝塚 ～住み続けたい、関わり続けたい、訪れてみたいまちをめざして～」を将来都市像として、市民・事業者・行政が一体となって、循環型社会形成に取り組むとしている。

上記を踏まえ、ごみをできる限り減らし、分別を徹底して有用な資源を回収し、極力ごみを燃やさない循環型社会を目指して、本計画における基本理念を次のように設定する。

「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」

～ ごみと資源 分けて広がる エコ社会 ～

2 計画の基本的な方向性

計画の基本的な方向性を次のように設定する。

(1) 3Rの推進

循環型社会形成推進基本法に定めるごみの減量・資源化の原則に従い、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が連携し、次世代のためにごみを減らすこと、燃やすごみをつくらないことを重点に、以下の3Rに取り組む。

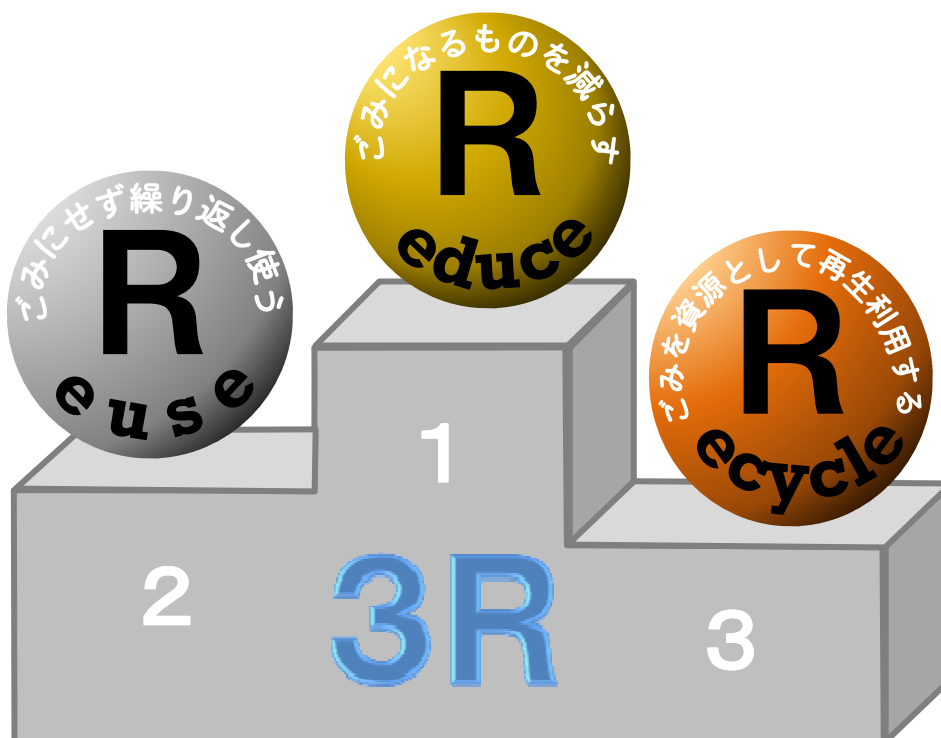
① ごみになるものを減らす（リデュース：Reduce）

↓ まずは、リデュース！次は、リユース！

② ごみにせず繰り返し使う（リユース：Reuse）

↓ 最後は、リサイクル！

③ ごみを資源として再生利用する（リサイクル：Recycle）



(2) 燃やすごみ減量を推進

循環型社会の目指すところは、資源の循環を考えれば究極的目標はすべてのごみを焼却しないで資源化を図ることであるが、現実的ではない。

しかし、ごみ政策としては常にごみ総量の減量と資源化を目指すべきであり、基本的な方向性としては、燃やすごみの減量を目標とする必要がある。

したがって、「燃やすごみ減量を推進」を基本的な方向性として定め、現実的に焼却せざるをえないごみについては、焼却してできるかぎり熱回収をし、焼却灰を資源化する方法も研究する必要がある。

(3) 適正処理の確保

クリーンセンターにおける適正処理を継続し、公衆衛生の向上並びにごみの減量化・資源化を推進し処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に寄与する。また、焼却処理に際して発生する余熱を利用した発電や暖房、給湯の温水として有効利用することにより省資源及び温室効果ガスの削減を図る。

(4) 災害時対策の推進

災害によって発生する災害廃棄物等の迅速な適正処理対策を推進し、すみやかな市民生活の被災からの復旧復興を実現する。